

赤い羽根共同募金を通しての社会貢献活動について(ご提案)

企業・法人さま向けパンフレット



【お問い合わせ先】

社会福祉法人 神奈川県共同募金会厚木市支会(厚木市社会福祉協議会内)

住所：〒243-0018 厚木市中町 1 丁目 4 番 1 号 (厚木市保健福祉センター5F)

TEL：046-225-2949 / Fax：046-225-3036

1. 赤い羽根共同募金について

赤い羽根共同募金運動は、民間が行う寄付金募集として、毎年厚生労働大臣の告示により実施する「たすけあい」の運動です。

皆様の善意を適正に取り扱うために、募金の使いみちなどが「社会福祉法」で定められており、全国の共同募金会の取りまとめ役として「中央共同募金会」が、都道府県単位では「都道府県共同募金会」、市区町村単位には「共同募金会市区町村支会」が組織され、共同募金に関する事務を取り行っています。



2. 赤い羽根共同募金の目的

戦後復興の一助を担うことを目的として昭和 22 年に始まった共同募金は、現在では地域の様々な福祉活動を支える「じぶんの町を良くするしくみ」として、民間の様々な福祉活動に役立てられています。



3. 赤い羽根共同募金の使いみち

厚木市内でお寄せいただいた赤い羽根共同募金のうち、

- 約7割は、厚木市内の福祉施設などの施設整備費として、またボランティア団体・福祉団体の福祉活動費として活用されています。
- 約3割は、神奈川県内で広域に活動する福祉施設の施設整備費、児童養護施設の遊具整備費などに活用されています。
- 上記約3割のうちの約3%は、「災害準備金」として積立られ、大規模災害が発生した際に取り崩して、災害ボランティア活動など被災地復興支援活動に要する費用へ活用されます。

【令和2年度に厚木市で集まった募金は、令和3年度に実施される次の事業などに活用されています】

＜令和2年度に厚木市内で集まった赤い羽根共同募金の総額＞ → 14,435,057 円

＜内訳（1）厚木市内の福祉施設や福祉系団体への配分額＞ → 11,320,000 円（詳細は下記一覧のとおり）

施設・団体名	事業種別等	事業名等	配分額（円）
野百合園	障害者支援施設	事業活動用車両（マイクロバス）	3,000,000
トライフィールドわーくあーつ	就労継続支援B型事業所	外壁改修・補強工事	4,000,000
厚木家事介護ワーカーズ・コレクティブみんなの手	家事介護	在宅福祉サービスの実施に係る事業費	300,000
（特）ワーカーズ・コレクティブキャリージョイ	送迎	在宅福祉サービスの実施に係る事業費	100,000
らら・むーぶ厚木	送迎	在宅福祉サービスの実施に係る事業費	100,000
厚木市社会福祉協議会	社会福祉協議会	広報紙「社協あつぎ」発行事業	900,000
		地区地域福祉推進委員会への事業費交付事業	570,000
		ボランティア養成事業	180,000
		ボランティア団体への助成事業	370,000
		福祉教育推進事業（車いす体験講座などを実施）	150,000
		男の料理教室事業	92,000
		地域活動支援センターへの助成事業	657,000
		中学生の高齢者施設一日体験事業	51,000
		年末たすけあい事業（就労継続支援B型事業所などが年末に行う各種事業を資金面から支援）	850,000
		合計	11,320,000

＜内訳（2）神奈川県内で広域に活動する福祉施設の施設整備費として配分、一定率は「災害等準備金」して積立られ、大規模災害時には災害ボランティア活動に活用など＞ → 3,115,057 円



4. 企業・法人さま向け募金協力メニュー

企業・法人さまが赤い羽根共同募金を通じた社会貢献活動をされる際には、多様なメニューをご用意しております。CSR 活動の一環としてぜひご活用ください。

募金の方法	詳細
■法人募金	企業・法人さまが社会貢献活動の一環として寄付する方法です。一定の条件により、感謝状を贈呈しています。厚木市支会では、毎年厚木市内の企業・法人さまへ「法人募金へのご協力依頼書や振込書」を10月上旬に送付しております。
■職域募金・給与天引き寄付	組立式募金箱の職場内回覧や、社員の皆さまの給与の端数や一定額を天引きするなどにより、社員の皆さまに職場内での募金協力をお願いする方法です。
■赤い羽根共同募金仕様自動販売機の設置	募金寄付付きの自動販売機を設置いただけます（設置費用は無料）。自販機の種類には、「清涼飲料水」のほか、「アイス」の自販機や「証明写真機」もあります。
■赤い羽根募金箱を社内に設置	店舗や受付に赤い羽根募金箱（鍵付き・チェーン付き）を設置し、顧客や訪問会社の方々に広く寄付を呼びかける方法です。
■赤い羽根寄付つき商品	特定商品の売り上げの一部を寄付したり、寄付付き商品を開発して販売したりする方法です。赤い羽根のブランドを付与することで、販売促進にもつながります。
■社内外でのイベント募金	社内外のイベントや展示会などをチャリティ・イベントとして実施し、参加者から参加費の一部などを寄付していただく方法です。

※上記の他にも、「店舗内掲示板や大型ビジョンなどの媒体提供によるご協力」や「ポイント寄付」など様々なメニューがございます。



→組み立て式募金箱



→赤い羽根募金箱（鍵付き）



→赤い羽根共同募金仕様自動販売機

5. 税制上の優遇措置について

赤い羽根共同募金は、公益性・緊急性が高い寄付金として「指定寄附金」とされており、税制上の優遇措置の対象となります。税制上の優遇措置が講じられているのは、共同募金会が行う事業が社会福祉法人によって位置づけられた運動であり、共同募金による助成が社会福祉の増進に貢献していると、社会的評価を得ているためです。

■ 法人の寄付

• 全額損金算入することができます

企業などの法人が共同募金会に寄付されると、その全額を損金の額に算入することができます。これは、共同募金会に対する寄付金が、財務省から「指定寄附金」として認められているためです。

• 寄付金の全額損金算入に係る手続き

共同募金会への寄付を行った法人は、決算期の終了後、税務署に申告する際、共同募金会が発行する領収書が必要になります。



じぶんの町を良くするしくみ

WEBサイトも見てね!



赤い羽根共同募金



赤い羽根共同募金に関するご相談やご質問がございましたら、お気軽にご連絡ください。

社会福祉法人 神奈川県共同募金会厚木市支会（厚木市社会福祉協議会内）

〒243-0018 厚木市中町 1 丁目 4 番 1 号（厚木市保健福祉センター5F）

TEL：046-225-2949

Fax：046-225-3036

Mail：tiiki@shakyo-atsugi-kanagawa.jp

<https://www.shakyo-atsugi-kanagawa.jp/>